

3 かごしまの農林水産物認証制度とは

(1) 本県におけるGAPの取組

本県農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するため、全国に先駆けてGAP手法を取り入れ、安心と安全を考えた基準に沿って生産工程管理を行う生産者の取組を認証する「かごしまの農林水産物認証制度」を平成16年度に創設しました。

(2) 国際水準GAPガイドラインへの準拠

令和7年度から、国際水準GAPガイドライン（農林水産省策定、令和4年3月）に準拠した新たな基準による「かごしまの農林水産物認証制度」の運用を開始しました。

国際水準GAPガイドラインに準拠した「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の5分野からなる新たな認証基準となっています。

畜産物、水産物は国のガイドラインがないため、認証基準の変更はありません。

令和7年度に限り、改正前の基準での新規認証が可能です。

また、令和8年3月31日までに改正前の基準で認証を受けた方は、当分の間、改正前の基準で認証更新が可能です。

(3) 認証制度の特徴

この認証制度の特徴は、主に次の4つです。

ア 県内で生産される農林水産物が認証の対象となります。

イ 認証基準は、「安心・安全」の考え方にに基づき、「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の5分野を含む基準として県が策定します。

ウ 認証のための審査・認証は、公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会が行います。

エ 県は、認証制度の公正・透明性を保つため、認証を受けた生産者の公表や認証制度の信頼確保に努めます。

(4) 安心・安全の考え方

ア 「安全」とは、生産・栽培基準に適合した生産管理又は栽培管理がなされ、適正に管理された施設等で集出荷が行われていることをいいます。

イ 「安心」とは、生産履歴等の記録・保存の確実な実施、生産管理責任者等の設置、適正な表示、消費者の疑問若しくは質問又は万が一の

事態に速やかに対処できるなど消費者の信頼を得られる体制が整備されていることをいいます。

(5) 認証の区分

青果物，穀物，茶，鶏卵，エビ養殖，海面魚類養殖，陸上魚類養殖の認証基準を策定しています。

(6) 認証制度の仕組み

申請から認証を取得し，認証された農林水産物が消費者に届くまでの流れは次のとおりです。

